

石川県公報

平成27年9月1日
第12830号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | |
|--|---|--------------------------------|---|
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (厚生政策課) | 1 | ○青少年に有害な図書等の指定 (同) | 3 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同) | 1 | ○保安林の指定 (森林管理課) | 4 |
| ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 (薬事衛生課) | 2 | ○保安林の皆伐面積の限度 (同) | 4 |
| ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (同) | 2 | ○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課) | 5 |
| ○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) | 3 | ○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) | 6 |
| | | ○指定構造計算適合性判定機関の委任公告 (建築住宅課) | 6 |
| | | ○道路の位置の指定公告 (同) | 7 |
| | | ○宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告 (同) | 7 |
| | | ○入札公告 (警察本部) | 8 |

告 示

石川県告示第430号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居 宅 介 護 事 業 者 | | 居 宅 介 護 事 業 所 | | 変 更 年月日 | |
|---------------|--------------|-----------------------|-------|--------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 株式会社 ケアプラス | 小松市今江町は65番地2 | 株式会社 ケアプラス 福祉用具事業所 | 新 | 小松市今江町は65番地2 | 平成27年 5月19日 |
| | | | 旧 | 小松市北浅井町船津26 | |

石川県告示第431号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居 宅 介 護 事 業 者 | | 居 宅 介 護 事 業 所 | | 変 更 年 月 日 |
|---------------|--------------|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 株式会社 ケアプラス | 小松市今江町は65番地2 | 株式会社 ケアプラス 福祉用具事業所 | 新 小松市今江町は65番 地2 | 平成27年 5月19日 |
| | | | 旧 小松市北浅井町船津 26 | |

石川県告示第432号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Pakalolo BlueBerry Kush new 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Hi Kick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「お香12」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「お香13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「X POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Frower」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第3号又は第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

- (1) 1の(1)に掲げる知事監視製品 平成26年12月20日
- (2) 1の(2)から(4)までに掲げる知事監視製品 平成27年3月10日
- (3) 1の(5)及び(6)に掲げる知事監視製品 平成27年5月12日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第433号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1-(8-プロモベンゾ [1, 2-b: 4, 5-b']) ジフラン-4-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 1-ベンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (3) 1-(5-フルオロペンチル) -N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (4) 1-ベンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (5) 1-(5-フルオロペンチル) -N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成27年8月29日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第434号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

| 興行の種類 | 興 行 名 | 配 給 会 社 名 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 映 画 | 息子の花嫁 いんらん恋の詩 | オ ー ピ ー 映 画 |
| 〃 | 床屋の女房 男好きな腰使い | 新 日 本 映 像 |
| 〃 | 劇場版「ホワイトリリー」 | 日 活 |
| 〃 | 果てなき欲望 監禁シェアハウス | オ ー ピ ー 映 画 |
| 〃 | エロ番頭 覗いてイヤン! | オ ー ピ ー 映 画 |
| 〃 | 人妻の淫汁 覗かれた絶頂 | 新 東 宝 映 画 |
| 〃 | 浮気妻 寝室の覗き穴 | オ ー ピ ー 映 画 |
| 〃 | 恐怖ノ白魔人 (原題) AMONG THE LIVING | 松 竹 (フ ラ ン ス) |
| 〃 | ハイエナ (原題) HYENA | 松 竹 (イ ギ リ ス) |
| 〃 | グリーン・インフェルノ (原題) THE GREEN INFERNO | ポ ニ ー キ ャ ニ オ ン (ア メ リ カ) |

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年9月1日

石川県告示第435号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

| 図書等の種類 | 図 書 等 名 (ナ ン バ ー) | 発 行 所 名 |
|--------|-------------------------------------|-------------------|
| 月 刊 誌 | シティヘブン北陸版 2015年10月号 (04333-10) | (株)ダブリュエスコーポレーション |
| 〃 | NaiNaiプレス北陸 2015年10月号 (06805-10) | 電 王 堂 出 版 (株) |

| | | |
|------|-----------------------------|--------------|
| 隔月刊誌 | DOM 2015年10月号 (86663-10) | (株) ザウスマガジン社 |
|------|-----------------------------|--------------|

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年9月1日

石川県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

鳳珠郡能登町字北河内壺六字28、32、33

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第437号

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度 | 備 考 |
|-----------------------------|---------|----------------------------|
| | ヘクタール | ヘクタール |
| 奥能登東部水源 ^{かん} 涵養保安林 | 44.30 | |
| 奥能登西部 | 156.71 | |
| 中能登東部 | 11.30 | |
| 中能登西部 | 50.66 | |
| 中能登中部 | 48.66 | |
| 中能登南部 | 78.98 | |
| 富来川神代川 | 7.08 | |
| 羽 昨 川 | 77.84 | |
| 犀川大野川 | 494.82 | { 国有林 195.92 民有林 298.90 |

| | | | |
|----------|-----------|----------|----------------------------|
| 手 取 川 | 〃 | 1,195.39 | { 国有林 341.84 民有林 853.55 |
| 梯 川 | 〃 | 271.85 | { 国有林 137.26 民有林 134.59 |
| 大 聖 寺 川 | 〃 | 472.29 | { 国有林 30.28 民有林 442.01 |
| 小 計 | | 2,909.88 | |
| 奥能登東部 | 土砂流出防備保安林 | 3.11 | |
| 奥能登西部 | 〃 | 0.78 | |
| 中能登東部 | 〃 | 0.28 | |
| 中能登西部 | 〃 | 2.84 | |
| 中能登中部 | 〃 | 0.42 | |
| 中能登南部 | 〃 | 6.50 | |
| 富来川神代川 | 〃 | 1.66 | |
| 羽 咋 川 | 〃 | 18.16 | |
| 犀川大野川 | 〃 | 7.56 | |
| 手 取 川 | 〃 | 5.32 | { 国有林 3.66 民有林 1.66 |
| 梯 川 | 〃 | 5.16 | { 国有林 5.12 民有林 0.04 |
| 大 聖 寺 川 | 〃 | 0.12 | |
| 小 計 | | 51.91 | |
| 中能登西部 | 干害防備保安林 | 1.68 | |
| 犀川大野川 | 〃 | 1.32 | |
| 大 聖 寺 川 | 〃 | 0.08 | |
| 小 計 | | 3.08 | |
| 能登地区 | 保健保安林 | 134.52 | |
| 能登地区～手取川 | 〃 | 65.34 | |
| 手 取 川 | 〃 | 31.66 | |
| 手取川～福井県境 | 〃 | 157.03 | |
| 小 計 | | 388.55 | |
| 合 計 | | 3,353.42 | |

公 告

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所 | | 変更年月日 |
|-----------|---|---|------------|
| | 新 | 旧 | |
| 北 川 清 隆 | 小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメ ディカルセンター | 小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメ ディカルセンター 健診センター | 平成27年7月31日 |
| 山 崎 四 郎 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中 西 由 美 子 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 高 橋 幸 代 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 河 畑 知 穂 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 坂 水 桂 子 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 小 林 武 嗣 | 〃 | 〃 | 〃 |

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルエー寺井店
能美市寺井町た80番ほか16筆
- 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成27年4月21日
- 市町の意見の概要
市町名 能美市
意見の概要 なし
- 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間
平成27年9月1日から同年10月1日まで

指定構造計算適合性判定機関の委任公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に委任した。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
- 構造計算適合性判定の業務を行う区域
県内全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(1) 本社
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階

- (2) 東北事務所
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ 3階
- (3) 福島事務所
福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
- (4) 埼玉事務所
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング 3階
- (5) 神奈川事務所
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル 8階
- (6) 愛知事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル 7階
- (7) 山陰事務所
鳥根県松江市中原町6番地
- (8) 岡山事務所
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル 2階
- (9) 広島事務所
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室
- (10) 愛媛事務所
愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室
- (11) 佐賀事務所
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室
- (12) 長崎事務所
長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル 8階
- (13) 宮崎事務所
宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原 8階
- (14) 鹿児島事務所
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル 2階B号室
- (15) 沖縄事務所
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館 4階
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
全ての判定の業務
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始日
平成27年9月1日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 関係土地の地名及び地番 | 道路の幅員及び延長 | 位置指定申請者 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------------|----------------------------|------------|
| かほく市遠塚口42番15 | 幅員 6.00m 延長 37.84m | 金沢市寺中町チ8番地1 西川 龍彦、西川 貴庸 | 平成27年8月17日 |

宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告

次の宅地建物取引業者の事務所所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 商号又は名称 | 代表者氏名 | 事務所の所在地 | 免許年月日及び番号 |
|---------|-------|------------------|------------------------------|
| コウシンハウス | 田中和也 | 河北郡内灘町大根布5-212-3 | 平成24年1月24日 石川県知事(3)第3628号 |

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年9月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名及び数量
映像射撃シミュレーター(可搬型)賃貸借契約 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
入札説明書による。
- (4) 設置場所
石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年9月7日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年9月8日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成27年9月9日(水) 正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成27年9月9日(水) 午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

